

# 久留米市情報発信コーナー設計整備業務委託仕様書

## 1. 件名

久留米市情報発信コーナー設計整備業務

## 2. 事業目的

市内および近隣市町からゆめタウン久留米にショッピングにくるファミリー層を中心に、久留米市が持つさまざまな魅力（食、観光、農産物、地場産品、文化・芸術、暮らしやすさなど）を発見・再発見してもらうための情報発信コーナーを整備するもの。

## 3. 事業期間

契約締結日から令和7年3月25日までとする

## 4. 情報発信コーナーの施設概要

- (1) 設置場所：ゆめタウン久留米内
  - (2) 所在地：久留米市東合川1丁目2番1号
  - (3) 設置場所の基本情報
    - ① ゆめタウン久留米 1階中央付近エレベーター西側
    - ② 設置面積 約44㎡
- ※別紙1参照

## 5. 業務に関する基本事項

- (1) 情報発信コーナーの基本コンセプトを示した「KURUME ASOBI STATION」（別紙2）を熟読し、その趣旨を理解した上で業務にあたること。
- (2) イメージパース（別紙3）及び基本レイアウト図（別紙4）に従い、設計および施工するものとする。

## 6. 業務内容

以下に掲げる事項について、業務を実施すること。なお、制作物の仕様など詳細については基本レイアウト（別紙4）、カードスタンド一式の詳細（別紙5）、二次元コードスタンド一式の詳細（別紙6）に示す通りとするので、必ず確認すること。

### (1) 業務の内容

- ① カードスタンド、マグネットウォール、カード(50種類)、地図のデザイン及び制作
- ② 二次元コードスタンド、二次元コードケース、二次元コード(3種類)、スタンド用空配管のデザイン及び制作
- ③ 床シートのデザイン及び制作
- ④ 柱サインのデザイン及び制作
- ⑤ その他、制作物の設置や電源工事などの付帯設備工事

## (2) 業務実施の条件

### ① 設計

- ・ 車椅子、高齢者、乳幼児等を含めたユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・ ファミリー層の来場者が多く見込める発信拠点であり、メインターゲットとして意識したデザイン・設計とすること。

### ② 施工

- ・ 情報発信コーナー整備スペースは非常時の避難経路となっているため、避難通路を120cm以上確保し、防火シャッターの機能等を考慮すること。
- ・ 天井に案内サイン類を設置する場合は重量に応じて支持金物に指定があるため事前に施設管理者に確認すること。
- ・ 整備予定スペースにあるゆめタウン所有の既設デジタルサイネージ（縦200cm×横195cm×奥行70cm）について、作業の際、ずらす程度の距離であれば移動させても良いが、必ず元の位置に戻すこと。なお、コンセントを抜くなど、電源を切ることには出来ない。
- ・ 壁や床などに穴をあける工事は不可とする。
- ・ 避難経路であることを鑑み、資材については防火材や不燃材を用いること。
- ・ ゆめタウン久留米内での作業時間帯は21時から翌6時までとし、什器等の搬入時間帯は21時30分から翌5時までとする。
- ・ 搬入および工事の際は周囲の安全を確保すること。また、養生するなど必要に応じ適切な処置を行うこと。
- ・ 日曜日は作業及び搬入ともに不可とする。
- ・ 24時～翌6時の間で作業する場合は夜間警備費（最大5,280円/h 税込）が発生する。
- ・ ゆめタウン久留米の営業時間内は避難経路を確保すること。また、営業の妨げにならないこと。

### ③ その他

- ・ 建築基準法や消防法等の関係法令を遵守すること。
- ・ 久留米シティプロモーション実行委員会（以下、実行委員会）及び実行委員会が指定する関係者との打ち合わせを必要に応じて行うこと。
- ・ 打ち合わせに要する経費は、本業務に含むものとする。なお、打ち合わせ場所は実行委員会が指定する場所とする。
- ・ ①、②に定めるもののほか、施設管理者から指示あった場合は遵守すること。
- ・ 設計、施工に着手する前にスケジュール（工程表）を作成し、実行委員会に提出し了承を得ること。

## 7. 成果物

受託者は成果物として、以下の図面等を提出することとし、その他必要な図面、資料等については、実行委員会と協議のうえ提出することとする。

- (1)全体（平面図、展開図、配置・導線計画図等）
- (2)内装および什器（各図面や仕様が分かる書類等）

(3)各コンテンツのデータ

(4)実績報告書

## 8. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。  
また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

## 9. 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面にて報告し、実行委員会の承諾を得たときは、この限りではない。

## 10. 成果品の利用及び著作権等

- (1) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は発注者である実行委員会に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に受託者以外の第三者が保有する商標権、肖像権、著作権、その他諸権利が含まれる場合は、この限りでない。
- (2) 実行委員会は本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して権利の侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 11. 留意事項

- (1) 本業務の達成に必要な一切の経費は受託者の負担とする。
- (2) 工事の実施時期については、施設管理者及び実行委員会と実施内容を協議しながら定めること。
- (3) 受託者は、本業務を実施するにあたり施設管理者及び実行委員会と十分な調整を行うこと。
- (4) 本業務を円滑に進めるため、実行委員会は受託者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

## 12. 暴力団排除に関する事項

受託者は、当該事業の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに実行委員

- 会に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は妨害を受けた場合は、その旨を速やかに実行委員会に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
  - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、事業に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに実行委員会と工程に関する協議を行うこと。

### **13. その他**

- (1) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義が生じた事項については実行委員会と受託者とが協議して定めるものとする。
- (2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、実行委員会と受託者が協議して定めるものとする。